

環 境 ま ち づ く り 方 針

様式2

平成 28 年 5 月 24 日 (2016 年)				
吹 田 市 長 あて		住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号 サンヨーホームズ株式会社 ※注1 氏名 取締役マンション事業本部長 印 事業所 松岡 久志 電話 (06) 6578 - 3436		
事 業 の 名 称	(仮称)吹田市藤白台1丁目マンション新築計画			
対 象 事 業 区 域	吹 田 市 藤白台1丁目103-30			
※注1 設 計 ・ 代 理 者	住 所 大阪市中央区島町1丁目2番12号 氏 名 株式会社 プレジオ 田上 猛 電 話 () - (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者	住 所 氏 名 未定 電 話 () -			
事 業 予 定 期 間	平成 28 年 (2016 年) 7 月 1 日 から 平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日 まで			
事 業 の 規 模		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	対 象 事 業 面 積	2,033.31 m ²	m ²	2,033.31 m ²
	建 築 面 積	969.05 m ²	m ²	969.05 m ²
	延 べ 面 積	3,124.81 m ²	m ²	3,124.81 m ²
	最 高 の 高 さ	15.15 m	m	
	構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート 造・一部 造 地 上 5 階 ・ 地 下 一 階		
事 業 の 目 的 ・ 内 容	区分	☒ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
	☐ 土地区画整理事業 ☐ 市街化再開発事業 ☐ 宅 地 造 成 ☐ 開発行為事業 (目的:) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業			
	{ ☐ 工場・事業場 ☒ 住宅・共同住宅 (90 戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他 (:)			
	☐ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 ☐ その他 ()			
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			受 付 第 号
添 付 書 類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

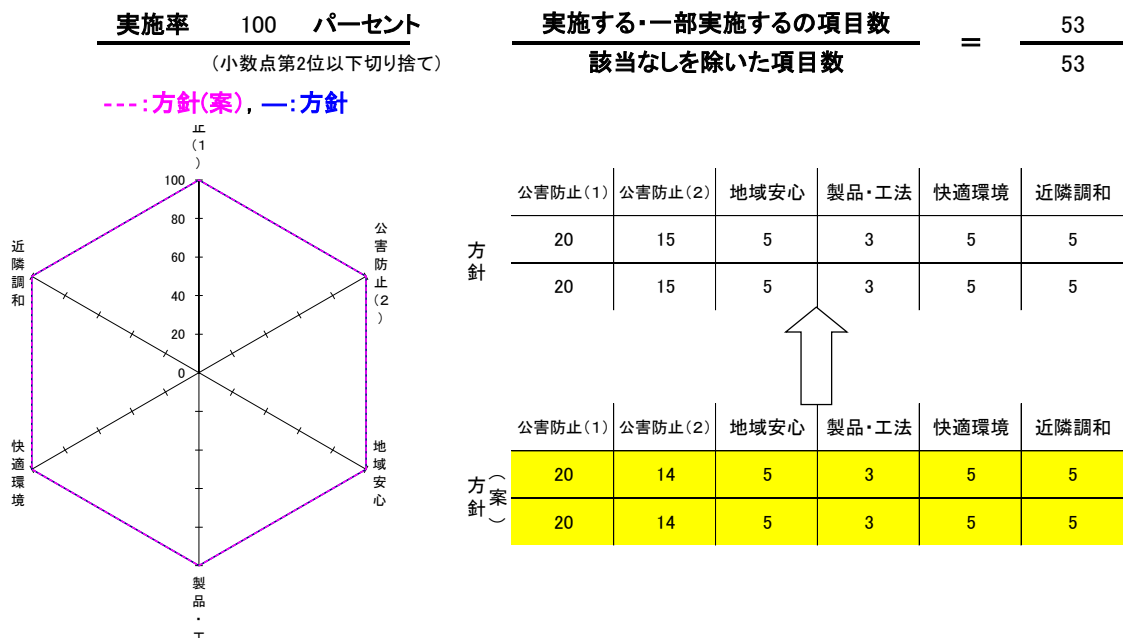
注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	法的規制順守はもとより、企業コンセプト「エコ&セーフティ」の推進に向けて、地球環境、地域環境、居住環境へ配慮し、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図り、市場のニーズに合った住宅の開発・供給を通じて、メーカーとして社会の発展に寄与・貢献する。
当該事業における環境まちづくり方針	計画地道路沿いに外灯を計画し、地域の防犯に配慮します。 白を基調とした5階建ての低層建物とし、周辺建物と調和のとれた景観となるように配慮します。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中



主な実施内容

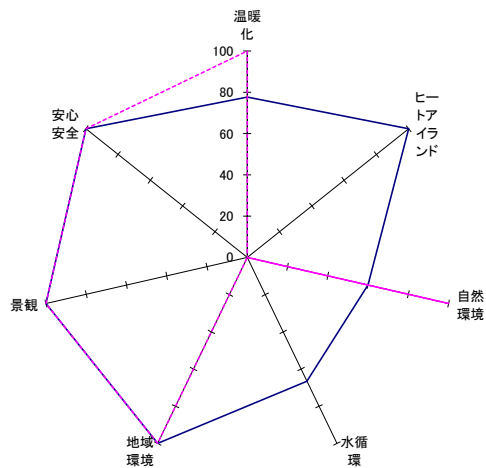
- ・低排出ガス対策型、低騒音、低振動型の建設機械を使用します。
- ・空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
- ・建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
- ・土砂などの堆積場で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
- ・登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取り組みます。
- ・基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
- ・近隣住民のプライバシーを侵害するおそれ場有る場合は、適切な対策を講じるように努めます。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	87.1	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	34
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数	39

----:方針(案), -:方針



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	7	1	3	2	12	6	3
	9	1	5	3	12	6	3

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	6	0	2	0	13	5	2
方針(案)	6	0	2	0	13	5	2

主な実施内容

- (1) 省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入 CO2削減量 0.3 t-CO2/年
- 導入内容 ※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

LED照明を導入します。(113台)

- (2) 緑地面積 緑化率 20.9 % 条例基準分 20.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

- (3) 雨水利用 雨水貯留量 t うち雨水利用量 t

利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他

- (4) 上記以外の主な実施内容

・基本構造の耐久性を高めた計画とします。
・周辺環境への自動車の吐きガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。
・塗料は、水性塗料やVOCの含有率の低いものを使用します。

環境まちづくりの概要(3)

2. 方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容		修正後のチェック内容
3,5,6,10,12,13	一部実施する		実施する
14,15,18,19,21	一部実施する		実施する
23,24	一部実施する		実施する
28	該当無し		実施する
33,34	一部実施する		実施する
42,43,44,45,46,47	一部実施する		実施する
58,59	該当無し		実施しない
60,61,63	一部実施する		実施する
64,65,66	該当無し		実施する
68	一部実施する		実施しない
69	該当無し		実施する
71,74	該当無し		実施しない
73	一部実施する		実施する
75,76,85	該当無し		実施する
81	実施する		該当なし
95,97	該当無し		実施する
98	一部実施する		実施する

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	低排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を使用します。
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	できるだけ低燃費型の建設機械を使用します。
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを控えます。
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5 稼働台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 低公害車の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9 大阪府条例に基づく流入規制の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府条例に基づく流入規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10 工事関連車両の表示	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両である事を車両に表示します。
11 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13 工事関連車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は最小限にします。
19	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・振動等			
21	防音シートなどの設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	遮音性の高い仮囲いや防音シート・防音パネルを設置します。
22	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
25	解体、掘削作業の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体、掘削作業などの際には、散水を十分に行います。
26	飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土砂などの堆積場で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体前に事前調査し、使用の有無を確認しました。調査結果を環境保全課に報告しました。
28	アスベストの飛散防止措置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存建物を解体時に敷地前面道路側に標識を設置し、適切な処理を行い、飛散防止します。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下			
29	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄は適正に処分します。
31	土壌汚染物質の拡散防止措置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	形質変更面積が3000㎡未満であり、法令の対象外であるため。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	地盤改良はありません。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋に影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
地域の安全安心に貢献します。			
38	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組めます。
42	地域の防犯活動への参加	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
43	エネルギー消費の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り、エネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
44	残土発生の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	出来る限り、建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	資源の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
快適な環境づくりに貢献します。			
景観			
46	仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺環境美化			
48	周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
50	打ち水	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夏期において水道水を使用して、周辺道路などに打ち水を行います。
地域との調和を図ります。			
工事説明・苦情対応			
51	工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	社会福祉施設である愛燦燦はるるにお伝えするとともに、工事概要、作業工程を十分説明し、また工事実施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、ご理解を得るようにします。
54	騒音、振動などの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	社会福祉施設である愛燦燦はるるに対して騒音、振動、通風、採光などに特段に配慮します。
周辺の事業者との調整			
55	複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるように努めます。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	下記箇所に設ける照明はLEDを採用します。 街路灯(8台) 共用廊下(105台)
58	再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上採用しません。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上採用しません。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないよう安全設計に配慮します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	断熱材(発砲ウレタン)を25mmとし、断熱性を向上させる事で、建築物のエネルギー負荷を抑制します。
62	長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	プレイロットエリアに、吹田市灰溶融スラグを使用したインターロッキングブロックを積極的に採用します。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	プレイロットエリアに、吹田市灰溶融スラグを使用したインターロッキングブロックを積極的に採用します。
ヒートアイランド対策を行います。			
65	ヒートアイランド対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	通路部に遮熱性舗装を採用します。
自然環境を保全し、みどりを確保します。			
66	動植物の生息や生育への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽計画にて、従前建物計画時よりも植樹し、生息や育成に配慮した計画としています。
67	地域のシンボルツリーの保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	シンボルツリーはありません。
68	既存の植生の保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	既存の樹木を竣工時まで、別の場所に移植すると枯れる事もあり、採算上の事も考慮し採用しません。
69	生物の生息空間の保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽計画にて、従前建物計画時よりも植樹し、生息空間に配慮した計画としています。
70	駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	駐車場が機械式の為、また1台の平面駐車には身障者マークをペイントするため。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	屋上緑化など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上採用しません。
72	法面緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	今回計画では法面がないため。
73	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
74	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上使用しません。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	雨水浸透柵を15箇所採用します。
76	雨水浸透への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	雨水浸透柵を15箇所採用します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音を考慮しサッシは遮音性能(T-2)のサッシを採用します。
79	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械式駐車場は隣地から離隔を確保した計画とし、低騒音型を採用します。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物設置の位置などに配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	ボイラー等の機器設置がない為、該当なし。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
83	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺に社会福祉施設である愛燦燦はるるがありますので、大気・騒音・振動等については、周辺生活環境に配慮するよう、入居者には掲示等で注意喚起します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
86	日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明しました。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、机上計算し、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民へ説明しました。
88	電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
89	プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるように努めます。
景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう彩色や形状に配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と指針に基づき、色彩など配慮した計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計とします。
93	景観形成地区指定の協議	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	1haを越えていませんが、景観形成地区の協議をします。
94	景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
安心安全のまちづくりに貢献します。			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	管理盤室に救助用資機材を設置します。(バール、ジャッキ)
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	防犯カメラを設置し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。

工事車両搬入経路について



「北消防署前」 交差点からの進入とし、図のとおり時計回りの経路を工事車両の搬入経路といたします。

また、工事車両の運行については規制道路を含め所轄警察署の指導・指示を受け、一般通過車両又は歩行者、児童生徒の通学等の交通安全及び道路の渋滞、交通事故の防止の為、常時誘導員を配置して工事車両誘導の万全を期します。

生コン搬入時等搬入車両が多い場合は、誘導員を増員配置し交差点付近にて工事車両を誘導致します。

★印場所においては、幼稚園送迎時間に特に注意を払うこととする。

作業員の駐車に関しましては、敷地内及び近隣パーキング等の駐車を誘導し、付近路上駐車のないように誘導致します。